

3歳児～5歳児の「保育認定」の方の

認定こども園(2号・3号)用

給食費徴収の考え方が変わります

○ 令和元年(2019年)10月から、3歳児～5歳児の**利用者負担(基本の保育料)**が無償化されます。

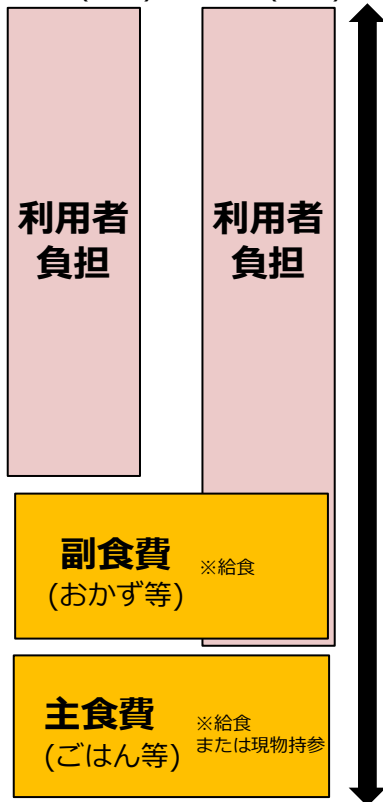
○ **教育・保育施設の給食の材料にかかる費用(給食費)**は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

このため、国の考え方の整理として「保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則」とされましたので、**無償化後も引き続き、保護者の負担となります。**

(詳細は裏面をご覧ください)

～これまで～

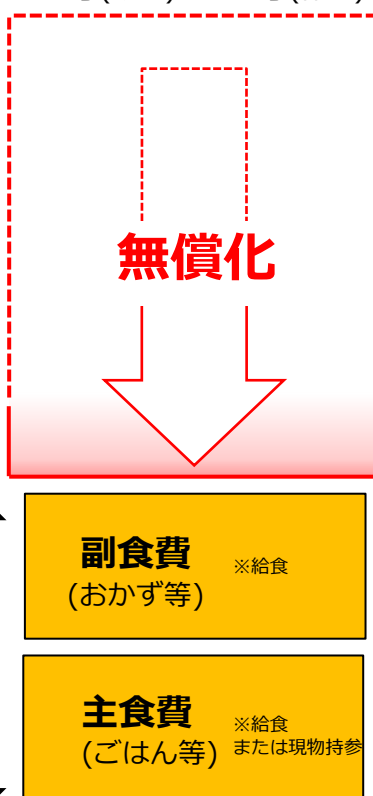
1号(教育) 2号(保育)



～無償化後～

(令和元年(2019年)10月以降)

1号(教育) 2号(保育)



※1号認定・3号認定については、給食費の考え方に変更ありません

利用者負担(保育料)
(副食費を除く)
が無償化されます

給食費は、引き続き保護者の負担となります

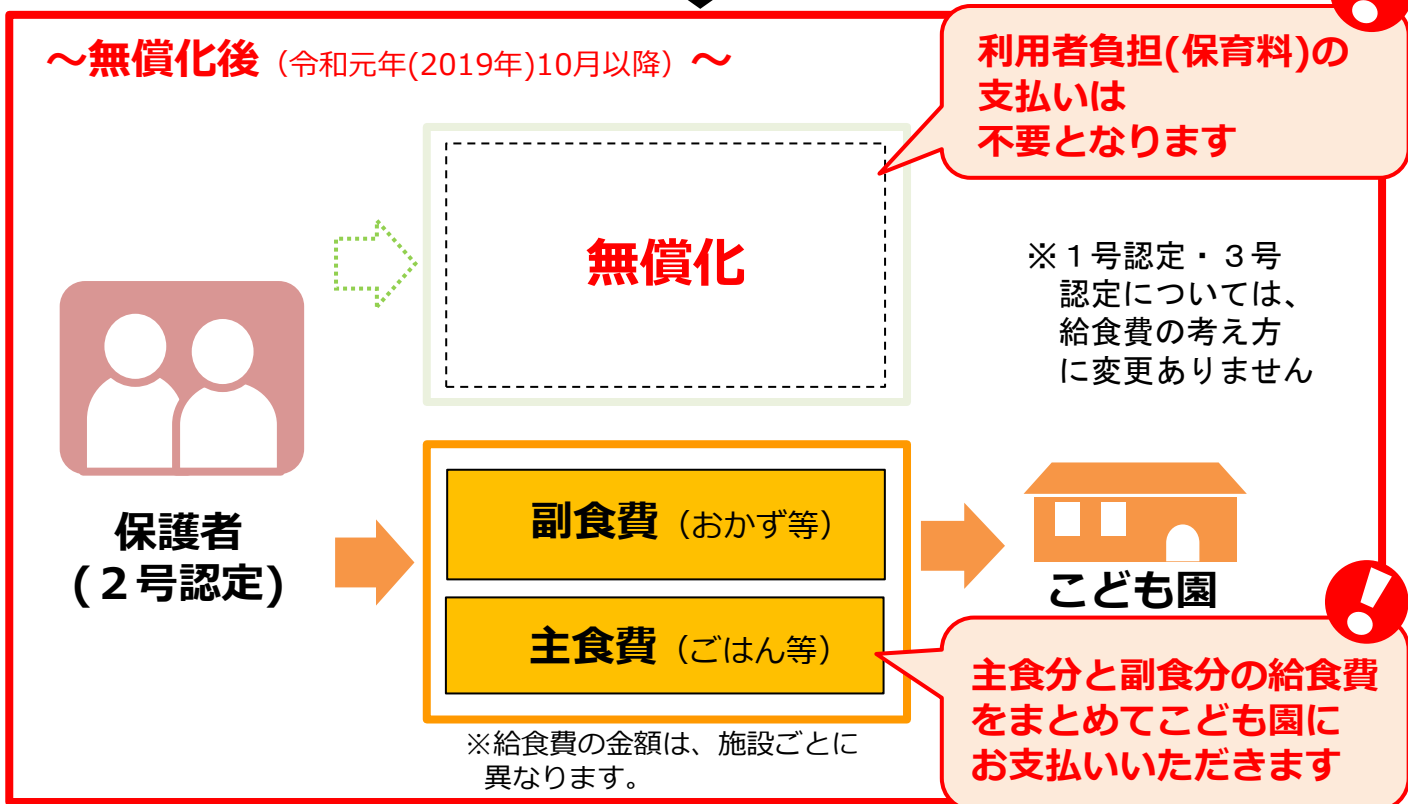
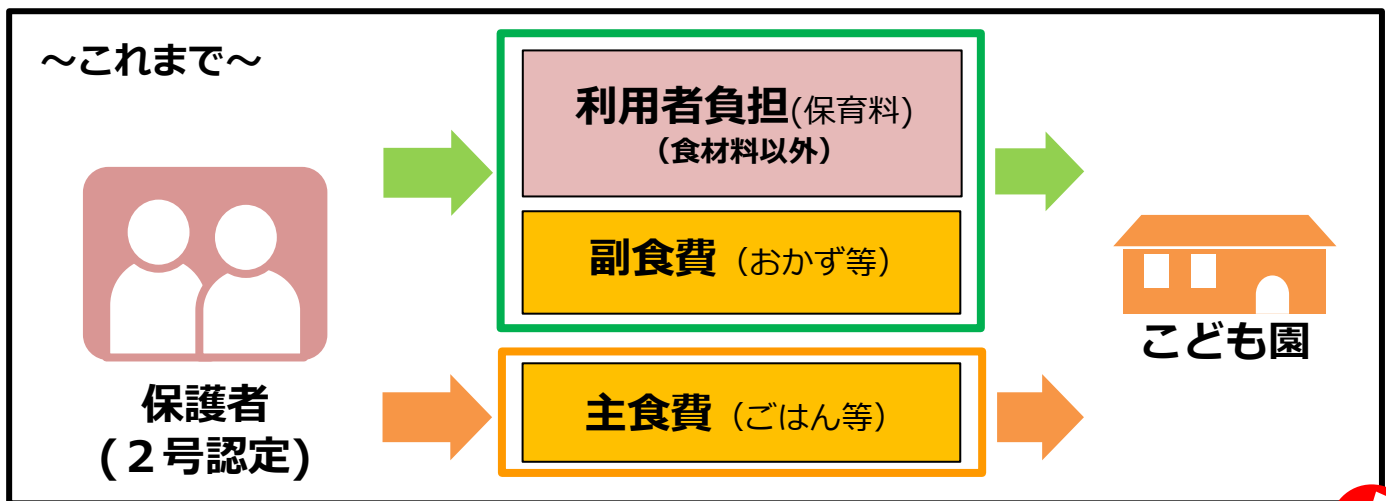
(詳細は裏面)

○ 現在、3歳児～5歳児の「保育認定(2号)」の給食費分は、次のとおりお支払いいただいております。

- ・「主食(ごはん等)分」 → こども園に
- ・「副食(おかず等)分」 → (利用者負担(保育料)の一部として)こども園に

○ 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、国の考え方の整理で、給食費については「引き続き保護者に負担いただくことが原則」とされました。

このため、**令和元年(2019年)10月以降は、主食分と副食分の給食費をまとめて施設にお支払いいただくこととなります。**



※この資料は、国から提供された資料をもとに越谷市で編集して作成しました。

越谷市子ども家庭部子ども育成課
電話 048-963-9167(直通)